

○福島地方水道用水供給企業団職員証規程

〔平成16年3月22日
管理規程第1号〕

（趣旨）

第1条 この規程は、福島地方水道用水供給企業団職員（以下「企業団職員」という。）の身分証明書（以下「職員証」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において職員とは、企業団職員のうち、臨時的に採用される者を除いた者をいう。

（交付、写真の印刷及び有効期間）

第3条 職員に対し、企業職員であることを明らかにするため、職員証（様式第1号）を交付する。

2 前項の職員証には、写真を印刷するものとする。

3 職員証の有効期間は、交付の日から1年間とする。ただし、特に総務課長が必要があると認めたときは、その期間を短縮することができる。

（携帯及び提示）

第4条 職員は、職員であることを明らかにする必要があるときは、携特する職員証を提示するものとする。

（再交付）

第5条 職員は、職員証を紛失若しくはき損し、又は氏名に変更があったときは、直ちに職員証再交付申請書（様式第2号）を提出し、職員証の再交付を受けなければならない。

（禁止行為）

第6条 職員は、職員証に関し、次に掲げる行為をしてはならない。

（1）他人に貸与し、又は譲渡すること。

（2）記載事項を書き替え、又は写真を変更すること。

(3) 不正に使用すること。

（返納）

第7条 職員は、職員証の有効期間が満了したとき、又は退職等の事由により、この規程の適用を受けなくなったときは、直ちに職員証を返納しなければならない。

（職員証交付台帳）

第8条 総務課長は、職員証交付台帳（様式第3号）を備え、職員証の交付及び返納の状況その他必要事項を明らかにしておかなければならない。

（委任）

第9条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

（横82ミリメートル×縦57ミリメートル）

（表）

	福島地方水道用水供給企業団職員証			
		所属名	係名	番号
	写 真	職名	氏名	
		生年月日	血液型	
上記の者は企業団職員であることを証明する				
発行 年 月 日 有効期限1年間				
福島地方水道用水供給企業団 企業長 印				

上段の帯は、青色とし文字は白
企業団団章はカラーとし横10ミリメートル、縦10ミリメートル程度
写真はカラー印刷で横1.8ミリメートル、縦22.5ミリメートル程度
公印（企業長之印）は電子印とし横10ミリメートル、縦10ミリメートル

（裏）

<p style="text-align: center;">注意事項</p> <ol style="list-style-type: none">この職員証は、常時携帯すること。この職員証を不正に使用しないこと。 <hr/> <p style="text-align: center;">災害時動員カード</p> <p>大地震など大きな災害が発生したとき、私たち職員は、ライフラインである水道用水の安定供給を図るため、災害応急活動に従事する責務がある。</p> <p>◇参集基準◇</p> <ol style="list-style-type: none">震度を確認すること。震度5弱以上は全員参集。参集できない場合は、災害対策本部に連絡をとる。 本部に状況を報告し、その指示に従うこと。

第 4 編 人事（福島地方水道用水供給企業団職員証規程）

様式第 2 号（第 5 条関係）

職員証再交付申請書		年 月 日
福島地方水道用水供給企業団		
企業長	様	
	所 属	
	職 名	
	氏 名	印
次の理由により職員証を再交付されますよう申請します。		
(理由)		

様式第 3 号（第 8 条関係）

番 号	氏 名	生 年 月 日	交 付 年 月 日	再 交 付 年 月 日	備 考